

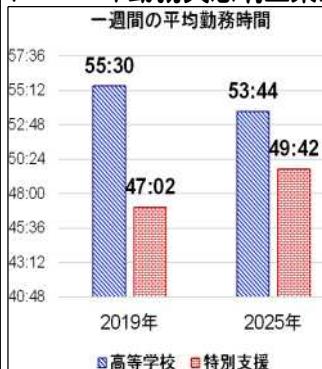
兵高教組

2025年11月20日

確定速報 No.5
調査情報 27号超勤時間、高教組「勤務実態調査」の結果ではコロナ禍以前からは横ばい
週あたり高校 53 時間 44 分、特別支援 49 時間 42 分勤務
多忙化解消の具体案なく、義務特・「調整額」削減で、どのように教員確保か

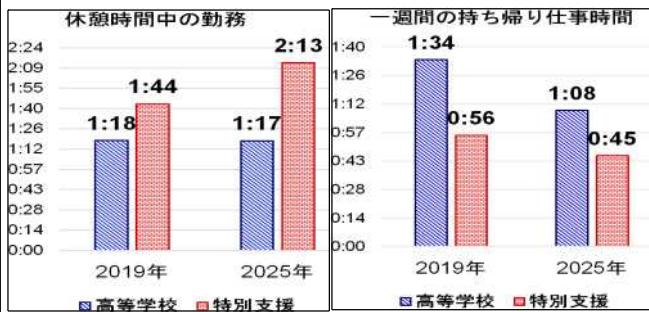
11月20日、高教組調査部は9月に全教職員を対象に実施した「勤務実態調査」結果を発表しました。2018年、19年(コロナ禍前)調査との差異を比較し「超過勤務の解消が進んでいるとは言えず、また、その原因にも変化がない」と結論を出しました。25日、県教委と賃金権利の交渉があります。高教組は、県教委に未配地・多忙化解消のための具体的な提案、諸手当の削減・病休縮減の撤回などに迫っていきます。

「2025年勤務実態調査集計」(詳細は高教組 HP に)



集計期間は9月8日(月)～14日(日)を基準に、主に9月中旬の1週間を集計した結果(左表)です。
高校: 53時間44分
特別支援学校: 49時間42分
「働き方改革」が言われる中ですが、実態は超勤解消に向かっている、とは言えません。

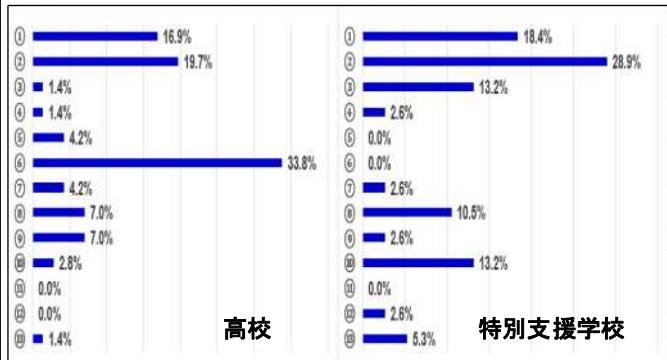
休憩時間中や持ち帰って仕事をしている方も多くいることが分かります。



超過勤務の原因、高校は「部活動」が一番、特支では休憩時間が「ない」

「超過勤務の主な原因となる業務」を以下の13項目から3つまでを選択した回答を集計した図が以下です。

- ①授業・授業準備 ②分掌の業務(担任・学年・部など)
- ③会議(職員・学年・委員会・研修など) ④学校行事 ⑤補習
- ⑥部活動指導 ⑦学校の「特色」に関わる業務
- ⑧児童・生徒に関わる業務 ⑨保護者対応
- ⑩報告・提出を求められる書類 ⑪教育委員会主催の研修
- ⑫PTA・地域行事への参加 ⑬その他



高校では⑥「部活動」が最も多く、18年19年調査と変わりません。しかし自由記載には「部活動は教育に

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185

URL: <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail: honbu@hyogo-kokyoso.com

必要と考えるので、なくすのではなく、手当をつけてほしいとの意見もあります。

図には現れませんが、特別支援学校では、休憩時間(15時以降の学校が多い)に会議等が入り、取れていないとの声も、前回調査と大差がありませんでした。

部活動のあり方について、地域移行とされた場合の保護者負担を危惧する声が高教組但馬支部に届けられています。

高教組は、文科省や県教委から一方的に命令されて「改革」するのではなく、教職員、保護者、当事者の現小学校高学年・中学生の意見表明をする場も含めた議論が必要と考えています。

改定給特法「2029年度までに一月当たり平均30時間程度に縮減」

私たちの超過勤務時間を「在校等時間」と言い換え、労基法上の労働時間にあたらないとは詭弁です。残業手当がない以上、30時間でも誤っています。

給特法附帯決議には「条例・規則等において教育職員の在校等時間の上限について定めるよう求める」(参議院)とし、「教育委員会は…上限時間を超える学校に対して…長時間化を防ぐための取組に万全を期すこと」(衆議院)とありますが、業務軽減のための教職員定数の改善への予算措置は講じていません。「時短」だけを強く指導しています。

「在校等勤務時間における虚偽の記録の禁止」(第2回交渉県教委回答)

管理職から教職員に相談もなく「機械警備の時間を早めます」として持ち帰り仕事を強要する、服務システムの勤務時間を短く申告するようになります。これらの問題は今も起こっています。

いわゆる『時短ハラスメント』が起こらないようにとの私たちの要求に、県教委は「実態とは異なる記録や業務の持ち帰り残業強要」ということはあってはならないこと」と回答しています。また、給特法附帯決議には「校長等が虚偽の時間外在校等時間を記録させることがあった場合には、信用失墜行為として懲戒処分等の対象となり得ることについても周知」とと共に禁止事項とされています。

「多忙化の一因」の教職員未配地への対策「先読み加配」に財源がない

人事委員会勧告で「多忙化の一因」と表現された未配地問題。この解消策と人材(教職員)確保策の1つ「先読みは加配」をさらに拡充する醉うのとして要求に、「県独自での更なるにつきましては、財源の確保が一時期的に課題」「現在の厳しい財政状況の下では非常に困難を伴う」と後ろ向きです。人材確保のために制定されている義務教育等教員特別手当(義務特)と、障害児学校の「給料の調整額」を引き下げる、この提案で、定年まで一生懸命働くというモチベーション(やる気)は起こるのでしょうか。

25日は、義務特・調整額の削減、通勤手当の引き下げをともに撤回すること、精神疾患による病休の縮減見直し中止などを求めて、粘り強く交渉します。

「勤務実態調査」にご協力くださった皆様、ありがとうございます。重点署名は25日が最終です。